関西の「食文化」 P R 映像作成業務企画提案 募集要領

関西広域連合では、関西の「食文化」PR映像作成業務(以下「本業務」という)についての企画提案(プロポーザル)を募集しますので、参加を希望する事業者は以下の項目にしたがいご応募ください。

1 事業の趣旨・目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の国内外への発信強化を図るため、関西各地に存在する「食文化」を、統一的なテーマを切り口に様々な視点から紹介する映像を作成し、関西の「食文化」の魅力を一元的に発信する。

2 業務概要

- (1)業務名 関西の「食文化」PR映像作成業務
- (2)業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年3月31日(金)まで
- (4) 委託上限額 2,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 関西広域連合を構成する2府6県4政令市(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成府県市」という。)の税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、構成府県市の指 名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそ

れのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 構成府県市に事業の拠点(本店のほか支店、出張所、営業所等を含む)を有する者。

4 参加手続

(1) 応募方法

参加意向確認書及び企画提案書の提出をもって本募集に応募したものとする。

(2)参加意向確認書

提出期限:平成28年7月4日(月)午後5時まで(必着)

提出 先:参加意向確認書(別紙1)に必要事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX(FAXの場合は、電話連絡のこと)により(5)の提出先に提出

(3) 企画提案書の作成について

ア 提案作成に関する質疑

平成28年7月4日(月)午後5時まで、メールまたはFAXにて本提案募集について質問を受け付ける。(様式は任意であるが、件名は『関西の「食文化」PR映像作成業務委託に係る質問』とすること。また、質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。なお、企画提案書の審査に係る質問、関西の食文化に係る質問には回答できない。

イ 回答方法

平成28年7月7日(木)までに、質問者及び参加意向確認書提出者に対し電子メール又はFAX等により回答する。

ウ 事前説明会及びプレゼンテーションの実施

本業務に係る仕様及び本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

また、企画提案に係るプレゼンテーションは実施しないが、必要に応じて応募者に対しヒアリングを行うこととする。ヒアリングについては応募者に別途通知する。

(4) 企画提案書等の提出期限、提出先

提出期限:平成28年7月19日(火)午後5時まで(必着)

提 出 先: (5) の提出先

(5) 担当部署及び問い合わせ先

関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化企画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府文化スポーツ部文化交流事業課内

電話 075-414-4287 FAX 075-414-4223

メールアドレス bunkakoryu@pref.kyoto.lg.jp

(6) その他

2者以上によるグループ提案も可能とするが、そのうち代表者とのみ委託契約を締結 する。その場合においては、本業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任にお いて行うこと。

なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、または単独で応募すること はできない。

5 応募書類

(1) 提出書類

別記1のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

別添の仕様書に準じて、企画内容、提案事項、スケジュールなどを図・表なども用いて提案書を作成し、別記1に掲げる書類とともに提出する。

用紙はA4判(図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可)とする。 提案書(その他の提出書類を除く。)のページ数は、表紙を含め5ページ以内とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載 しないこと。

- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外 の目的では使用しない。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第 三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別記2のとおり

(2) 評価方法

企画提案書、見積書、ヒアリング(必要に応じて実施)について、評価基準に基づいて、関西広域連合において評価する。

(3) 候補者の選定方法

失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 関西広域連合構成府県市に対して、評価に関係する事項について直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提出期限から2週間後程度を目処に参加者全員に選定又は非選定の結果を 通知する。

なお、選定された参加者の氏名又は団体名は公表できるものとする。

8 契約手続

(1) 契約の相手方に選定された者と関西広域連合との間で、委託内容、経費等について再 度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、相手方に選定され た者は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとするが、関西広域連合が必要と認めた場合は前金払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

- (1) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 企画提案書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、関西広域連合から指示があった場合を除く。
- (3) 企画提案書を提出した後、関西広域連合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書作成のために関西広域連合から受領した全ての資料は、関西広域連合の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。
- (6)審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立 ては認めない。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7)次の要件のいずれかに該当する場合には、契約の相手方の選定を取り消すことがある。 ア 応募者が3の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合 イ 提出書類に虚偽の内容が掲載されていた場合
- (8) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、 受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に 関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。) その他の権利は、すべて 関西広域連合に帰属するものとする。

別記1

	提出書類	部数	備考
1	企画提案書	13部 (正本1部、 副本12部)	別記2及び別添仕様書に記載の業務内容に準じて作成し、以下の事項を記載 ・具体的な撮影内容及び映像編集イメージ ・国内外に発信するための効果的な方策 ・業務スケジュール
2	見積書	13部(同上)	提案内容に応じて見積書を作成 ・見積の根拠となる積算内容数量の明細
3	会社概要	13部(同上)	既存のパンフレット等でも可
4	実績調書	13部(同上)	本業務に類似した業務の実績及び成果物(最長過去5年間まで) ※事業名称、発注者、事業期間、内容などを記載
5	グループ 構成員表等	1 部	グループ応募の場合は、代表者名と構成員名を記載し た書類及び各構成員からの委任状

別記2

項目		企画・提案のポイント
1	企画提案にあた	関西の「食文化」についての基本的な知識や理解を有し、魅力を発
	っての基本知識・理解	信する上で効果的な内容を企画しているか。
2	映像作成の実務	・魅力的な映像を作成する上で必要な編集能力を有しているか。
	能力	・関西の「食文化」を国内外に発信するための具体的な方策が提案
		されているか。
3	業務の実施体制	実施にあたり十分な人員の確保があり、充実した体制での業務が
		期待され、適正な業務スケジュールが示されているか。
4	過去の実績	過去において本業務に類似した業務の実績があるか。
⑤	見積金額	提案内容に見合った適正な金額となっているか。